

<別記>

〇〇市ワーク・ライフ・バランス労使宣言（案）

私たちの社会は、長時間労働をはじめ過重な労働を原因とするメンタルヘルスなど健康障害の深刻化、ワーキング・プアや格差の固定化、急速な少子化などの問題を抱えています。

こうした状況を打開するには、だれもが安心して働き続けることができ仕事と生活の調和のとれた社会を実現することが重要です。今、政府においてもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざした取り組みがすすめられています。

ワーク・ライフ・バランスの取り組みは、政策・制度の改善だけでなく、社会システム、労働慣行、さらには個人の意識改革も求められ、国、自治体、企業、個人のそれぞれのレベルでの役割を明らかにして取り組みを進めていく必要があると言われてしています。

私たちは、このような考え方を基本に、〇〇市役所および関連の職場においてもワーク・ライフ・バランスの実現をめざした取り組みが必要であるという共通認識に立ち、労使で以下のことについて取り組みをすすめます。

記

1. 労使で話し合い、職場におけるワーク・ライフ・バランス理念の普及をめざします。
 - 労使が協議する場の設定
 - ワーク・ライフ・バランスの理念を浸透させる意識改革
2. 仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境を整備します。
 - 多様な働き方を選択できる休業制度の充実と取得の促進
 - 育児・介護休業の取得促進
3. 長時間残業の縮減と年次有給休暇の取得を促進します。
 - 長時間残業の縮減や健康と生活に配慮した労働時間の設定
 - 年次有給休暇の計画的な取得促進

2014年 月 日

(使用者) _____

(労働組合) _____